

奈良県訓令第一号

各部 課室

各出先機関

奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、令和七年十一月一日から施行する。

令和七年十月三十一日

奈良県知事 山下 真

別表の本庁における記号の表総務部の項中

「		を		「
施設プロジェクト統括室				施設プロジェクト統括室
万博推進室		ハ		ハ
		ニ		ニ
		「		」

に改める。